

北海道地方卸売市場事務取扱要領

令和2年(2020年)6月21日施行
令和2年(2020年)12月28日改正

第1 趣旨

この要領は、卸売市場法(昭和46年法律第35号、以下「法」という。)及び同法施行規則(昭和46年農林水産省令第52号、以下「省令」という。)に基づく北海道の地方卸売市場における必要な事務手続き等を定めるものとする。

第2 申請・届出・報告の手続き

(1) 申請・届出・報告が必要な事項等

法及び省令に基づき、知事への申請・届出・報告は次のとおり。

事 項	内 容	提出期限
1 地方卸売市場の認定申請(法第13条第2項)	地方卸売市場の知事の認定を受けようとする場合	事前※
2 認定事項又は業務規程の変更認定申請(法第14条(第6条第1項の読替))	次の事項についての変更の認定を受けようとする場合 1 認定申請書の記載事項のうち、次に掲げる変更を行う場合 ・ 開設者の変更 ・ 卸売市場の位置の変更、面積が10%超増減する変更 ・ 施設の面積が10%超増減する変更 ・ 取扱品目の変更(追加、変更、削除等) ・ 開設者の組織の人員が10%以上減少 ・ 卸売業者の変更 ・ 取扱品目について卸売業者が存在しなくなる場合 2 業務規程のうち、次に掲げる変更を行う場合 ・ 法第13条第5項第3号(イ差別的取扱の禁止、ロ卸売の数量・価格等の公表、ハ取引参加者への指導等)に掲げる事項の変更 ・ 卸売市場法第13条第5項第4号(イ売買取引の方法の公表、ロ支払期日、支払方法等の公表)の事項の変更 ・ 法で規定する事項以外に定めている遵守事項(以下「その他の取引ルール」という)の変更 〔その他の取引ルール：商物一致の原則、第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、自己買受の禁止、受託拒否の禁止 など〕	事前※
3 認定事項又は業務規程の軽微な変更の届出(法第14条(第6条第2項の読替))	省令第26条で規定する次の変更を行った場合 ・ 開設者の名称、住所、代表者の氏名の変更 ・ 卸売市場の名称の変更 注) 省令第26条第3項から第9項の軽微な変更を行った者は、「6 毎年の運営状況報告」に変更事項を記載することで足りる。	変更後7日以内
4 業務の全部又は一部の休止、廃止の届出(法第14条(第7条の読替))	業務を休止する場合又は卸売市場を廃止する場合	休止又は廃止の30日前
5 中央卸売市場の認定を受けようとする届出(法第14条(第8条第2項の読替))	法第4条の規定に基づき、農林水産大臣あてに中央卸売市場の認定申請を行った場合	農林水産大臣への認定申請後速やかに
6 運営状況報告(法第14条(第12条第1項の読替))	毎年、事業年度終了後、運営状況報告を提出	事業年度経過後4ヶ月以内

※原則、認定を受けたい日の14日前(土・日曜日、国民の祝日に関する法律の休日、12月29日から1月3日を除く)まで

(2) 提出書類

申請・届出・報告により、次の1から6とする。

1 地方卸売市場の認定申請（法第13条第2項）

法第13条第2項の認定を受けようとする者は、認定申請書に業務規程及び省令第17条第3項で定められた添付書類を添えて知事に提出しなければならない。

提出書類		様式・留意事項
認定申請書		別記様式第1号
業務規程		法及び政省令に基づく必須の規定事項が記載されていること
	業務規程の添付書類	①業務規程の策定に関する意思の決定を証する次の書面 ・議事録又は社内決裁書 など ②業務規程で規定すべき内容を細則に委ねた場合は、その細則（省令で規定するものに限る※） ※法第13条第5項第3号（イ差別的取扱禁止、ロ卸売の数量・価格等の公表、ハ取引参加者への指導等）及び法第13条第5項第4号（イ売買取引の方法の公表、ロ支払期日等の公表）及び遵守事項の内容
省令第17条第3項で定められた添付書類	1 開設者に関する書類	地方公共団体は「二」のみ
	イ 定款	
	ロ 登記事項証明書	
	ハ 役員名簿及び役員の履歴書	任意様式
	二 直近年度の事業報告書	別記様式第6号又は別記様式第6号の項目が記載された書類 事業開始後1年を経過していない場合は、申請の日を含む年度の事業計画書
	ホ 誓約書	「卸売市場法第14条において準用する卸売市場法第5条第2号から4号までに掲げる者に該当しないことを誓約する」旨が記載された任意様式
	2 卸売市場の施設の配置図	
	3 卸売業者に関する書類	法人は「イ、ロ、ハ、ホ」のみ、個人は「二、ホ」のみ
	イ 定款	
	ロ 登記事項証明書	
	ハ 役員名簿	任意様式
	二 戸籍抄本	
	ホ 直近年度の事業報告書	・別記様式第7号又は別記様式第7号の項目が記載された書類 ・事業開始後1年を経過していない場合は、申請の日を含む年度の事業計画書
	4 取引方法等の公表を証する書類	「卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとの取引の方法等、支払期日、支払い方法その他の決済の方法」の公表を証する次の書類 ・ホームページのURLを記載したもの又は画面を印刷したもの又は場内掲示の写真 など
5 「その他の取引ルール」を定めた場合の書類	① 取引参加者の意見を聴いたことを証する次の書類 ・議事録など（聴取の日時、対象、方法及び取引参加者の意見を記載したもの） ② 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていることを証する次の書類 ・ホームページのURLを記載したもの又は画面を印刷したもの又は場内掲示の写真 など	

2 認定事項又は業務規程の変更認定申請（法第14条（法第6条第1項の読替規定））

法第14条（法第6条第1項の読替規定）の変更認定を受けようとする者は、変更認定申請書に省令第25条で定められた添付書類を添えて知事に提出しなければならない。

提出書類	様式・留意事項
認定事項の変更に係る認定申請書	別記様式第2号
添付書類	変更後の別記様式第1号
省令第25条で定められた添付書類	「1 地方卸売市場の認定申請」において提出した業務規程（細則を含む）又は省令で定められた添付書類のうち、変更するもの
業務規程変更の場合の添付書類	業務規程の変更に関する意思の決定を証する次の書面 ・議事録又は社内決裁書 など

3 申請書又は業務規程の軽微な変更届（法第14条（法第6条第2項の読替規定））

法第14条（法第6条第2項の読替規定）の規定により、省令第26条第1号又は第2号の軽微な変更を行った者は、届出書に省令第27条第3項で定められた添付書類を添えて知事に提出しなければならない。

提出書類	様式・留意事項
認定事項の軽微な変更に係る届出書	別記様式第3号
添付書類	変更後の別記様式第1号
省令第27条第3項で定められた添付書類	「1 地方卸売市場の認定申請」において提出した業務規程（細則を含む）又は省令で定められた添付書類のうち、変更するもの
業務規程変更の場合の添付書類	業務規程の変更に関する意思の決定を証する次の書面 ・議事録又は社内決裁書 など

4 地方卸売市場の休止及び廃止届（法第14条（法第7条の読替規定））

法第14条（法第7条の読替規定）の規定により、業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、届出書に添付書類を添えて知事に提出しなければならない。

提出書類	様式・留意事項
業務の休止又は廃止に係る届出書	別記様式第4号
添付書類	掲示やインターネット等で、休止又は廃止の予定が公表されていることを証する次の書類 ・ホームページのURLを記載したもの又は画面を印刷したもの 又は場内掲示の写真 など

5 中央卸売市場の認定を受けようとすることの届（法第14条（法第8条第2項の読替規定））

法第4条第1項の中央卸売市場の認定を受けようとするときは、農林水産大臣への申請後速やかに届出書を知事に提出しなければならない。

提出書類	様式・留意事項
中央卸売市場の認定申請に係る届出書	別記様式第5号

6 毎年の運営状況報告（法第14条（法第12条第1項の読替規定））

法第14条（法第12条第1項の読替規定）の規定により、知事に提出しなければならない。

また、省令第26条第3号から第9号の軽微な変更を行った者は、「3 申請書又は業務規程の軽微な変更届（法第14条（法第6条第2項の読替規定））」に代えて、当報告書に変更事項を記載する。

提出書類	様式・留意事項
運営状況報告書	別記様式第6号 開設者兼卸売業者の場合、別記様式第8号も可
省令第26条第3号から第9号の軽微な変更を行った場合	「7 認定事項の軽微な変更の状況」の記載について 下記①②の事項（省令第26条第3項から第9項の認定事項及び業務規程の軽微な変更）については、「7 認定事項の軽微な変更の状況」に変更事項を記載しなければならない。 ①認定申請書（別記様式第1号）の軽微な変更 ～下記の番号は認定申請書の番号～ ・2（3）：施設面積の10%以内の増減 ・4：卸売市場の業務の運営体制に関する事項 注）開設者の組織の人員の10%以上の減少は、「2申請書又は業務規程の変更認定申請」により行うこと ・6：卸売業者に関する事項（名称、代表者名、取扱品目の変更） 注）卸売業者の変更を伴うもの及びいずれかの取扱品目について卸売業者が存在しなくなるものは「2申請書又は業務規程の変更認定申請」により行うこと ・7：卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項 ②業務規程の軽微な変更 ・「2申請書又は業務規程の変更認定申請」において申請が必要な事項以外の変更事項
添付書類 （別記様式第8号の場合は不要）	卸売業者から提出された「事業報告書（別記様式第7号）※」 （貸借対照表・損益計算書を添付したもの） ※開設者が「省令で規定する事業報告書（別記様式第2号）」を卸売業者に求める場合、それも可
認定事項及び業務規程の軽微な変更を行った場合の添付書類	「1地方卸売市場の認定申請」において提出した業務規程（細則を含む）又は省令で定められた添付書類のうち、変更するもの
業務規程変更の場合の添付書類	業務規程の変更に関する意思の決定を証する次の書面 ・議事録又は社内決裁書 など

(3) 提出部数
正副2部

(4) 申請・届出・報告の方法等

地方卸売市場が所在する総合振興局又は振興局へ行うものとする。

1 申請・届出・報告の方法等

- ・方法：持参又は郵送
- ・受付時間：土・日曜日、国民の祝日に関する法律の休日、12月29日から1月3日を除く
8時45分から17時30分まで

2 申請・届出・報告、問い合わせ窓口一覧

申請等窓口	住所	電話番号
空知総合振興局 産業振興部商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条5丁目	0126-20-0061(直) 0126-20-0200(代)
石狩振興局 産業振興部商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	011-204-5827(直) 011-231-4111(代)
後志総合振興局 産業振興部商工労働観光課	044-8588 倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362(直) 0136-23-1300(代)
胆振総合振興局 産業振興部商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9590(直) 0143-24-9900(代)
日高振興局 産業振興部商工労働観光課	057-8558 浦河町栄丘東通56	0146-22-9281(直) 0146-22-9030(代)
渡島総合振興局 産業振興部商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6-16	0138-47-9459(直) 0138-47-9000(代)
檜山振興局 産業振興部商工労働観光課	043-8558 江差町字陣屋町336-3	0139-52-6641(直) 0139-52-6500(代)
上川総合振興局 産業振興部商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目	0166-46-5944(直) 0166-46-5900(代)
留萌振興局 産業振興部商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8440(直) 0164-42-8404(代)
宗谷総合振興局 産業振興部商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2528(直) 0162-33-2516(代)
オホーツク総合振興局 産業振興部商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635(直) 0152-41-0603(代)
十勝総合振興局 産業振興部商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目	0155-27-8537(直) 0155-26-9005(代)
釧路総合振興局 産業振興部商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9181(直) 0154-43-9100(代)
根室振興局 産業振興部商工労働観光課	087-8588 根室市常盤町3丁目28番地	0153-24-5619(直) 0153-24-0257(代)

(問い合わせ窓口)

北海道経済部地域経済局 中小企業課	060-8558 札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5341(直) 011-231-4111(代)
----------------------	------------------------	------------------------------------

第3 地方卸売市場の運営等

開設者は、法、省令及び卸売市場に関する基本方針（平成30年農林水産省告示第2278号）に則り次の点に留意し、業務を遂行するものとする。

1 公表の方法等

法、省令で開設者及び卸売業者に課されている事項の公表は、次のとおり行うものとする。

①公表事項等

	公表事項	公表内容	留意点
開設者による公表	売買取引の結果等 (法第13条第5項第3号ロ、省令第18条)	日ごとの主要な品目の卸売予定数量※	毎日の卸売販売開始時までに公表
		日ごとの主要な品目の卸売の数量・価格※	卸売終了後速やかに公表 価格は消費税込
	売買取引の方法 (法第13条第5項第4号イ)	品目ごとのせり売り、入札の方法、相対による取引の方法、その他の売買取引の方法	業務規程で定めた売買の方法
	決済の方法 (法第13条第5項第4号ロ)	支払期日、支払方法その他の決済の方法	業務規程で定めた支払期日及び支払方法
	その他の取引ルール (法第13条第5項第6号ハ)	業務規程で定めた遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由	業務規程で商物分離、第三者販売、直荷引き、自己買受け、受託拒否の禁止等を定めた場合に公表
卸売業者による公表	売買取引の条件 (法第13条第5項第5号の表の四、省令第20条)	営業日・営業時間	卸売業者の具体の営業日（開市カレンダー等）及び営業時間
		取扱品目	認定申請書で記載された取扱品目と整合を図る（青果物、水産物といった記載のほか個別の品目も可）
		生鮮食料品等の引渡の方法	出荷者から卸売業者への引渡方法（出荷者が直接荷を持ち込み、産地に集荷、協議により等と記載）
		委託手数料、出荷者又は買受人が負担する費用の種類・内容・額	手数料額及び負担すべき費用がある場合は公表
		販売代金の支払期日・支払方法	業務規程で定められた支払期日及び支払方法（現金、振込、手形など）と整合を図る
		奨励金及び販売代金以外に交付する種類・内容・額（交付基準を含む）	交付を売買の条件として定めていれば公表する（額は「〇%以内」等の条件の記載で可）
	売買取引の結果等 (法第13条第5項第5号の表の六、省令第22条)	日ごとの主要な品目の卸売予定数量※	毎日の卸売販売開始時までに公表
		日ごとの主要な品目の卸売の数量・価格※	価格は消費税込
		前月の委託手数料の種類ごとの受領額	「売買取引の条件」として定め、条件を公表している毎月の実績を公表
		前月の奨励金等の種類ごとの交付額	「売買取引の条件」として定め、条件を公表している毎月の実績を公表
事業報告書 (法第13条第5項第5号の表の五、省令第21条)	貸借対照表、損益計算書	閲覧の申出があった場合、閲覧させる	

- ②公表は、可能な限りホームページで行うものとし、それにより難しい場合は場内掲示、市場誌など（卸売業者の事業報告書は備置き等）で行う。
- ③開設者及び卸売業者の両者の公表事項（表中※の事項）に関し、開設者兼卸売業者の場合又は卸売業者が1社のみの場合は、開設者と卸売業者の合同・連名による公表で差し支えないものとする。

2 卸売業者等の市場関係者への指導・監督等

- ・開設者は、市場関係者に対し、卸売市場の適正な運営を図るために必要な指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置を講じなければならない。
- ・開設者兼卸売業者の指導監督に関し、開設者と卸売業者の組織又は担当を明確に区分し、開設者の立場の者は卸売業者を立場の者に対し適切に指導・監督しなければならない。
- ・開設者は、毎年、卸売業者の事業年度経過後90日以内に、卸売業者より「事業報告書（別記様式第7号）」（又は「省令で規定する事業報告書（別記様式第2号）」）を提出させなければならない。

第4 その他

- ・知事が行う卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を図るために必要な指導及び助言について、正当な理由なく、拒んではならない。
- ・開設者は卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を図るために必要な助言を知事に求めることができる。
- ・開設者は、知事の求めに応じ、開設者の業務又は財産に関する報告・資料の提出、立入検査に協力しなければならない。
- ・開設者は、知事の求めに応じ、卸売業者に対し報告・資料の提出、立入検査への協力を求めなければならない。

認定申請書

北海道知事 様

年 月 日提出

法人名称
住 所
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第13条第1項の規定により、地方卸売市場の認定を受けたいので、「卸売市場の基本方針」（平成30年農林水産省告示第2278号）及び関係諸法令に則すこととし、次のとおり申請します。

（記載上の注意）

1. 一体性のある複数の市場（生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な相当規模の施設が一の機能を営むために相互に緊密な関連をもって運営されるよう配置されたこれらの施設の総合体で、開設者が業務規程で定めるものをいう。）を1つの地方卸売市場として申請する場合には、2、3及び7の事項は市場ごとに記載すること。その際には、別紙として表形式等で添付しても差し支えない。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

1 卸売市場の名称

2 卸売市場の位置及び面積並びに施設に関する事項（卸売市場の位置及び施設に関する事項）

（1）位置

（2）面積

（3）施設

施設の名称	施設の面積	設置年月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月

（記載上の注意）卸売場、仲卸売場及び倉庫（冷蔵又は冷凍で保管するものを含む。）については、生鮮食料品等の区分ごとに記載すること。

3 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

（1）取扱品目：

(2) 取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の実績及び見込み

取扱品目	実績 (年度)	見込み (年度)
	トン 千円	トン 千円
	トン 千円	トン 千円

(記載上の注意)

1. 実績の欄には直近年度の数量及び金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には申請年度の数量及び金額を見込みで記載すること。
2. 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。以下同じ。

4 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

(記載上の注意) 組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記すること。

5 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

(1) 収支の状況

(記載上の注意)

1. ①直近年度の貸借対照表及び損益計算書並びに②申請年度の貸借対照表及び損益計算書の見込みを記載又は添付すること。
2. 地方公共団体が申請する場合には、1. にかかわらず、下記の表に記載すること。

収 入	実績 (年度)	見込み (年度)	支 出	実績 (年度)	見込み (年度)
総収入			総支出		
前年度繰越金			市場管理費 (営業費用)		
使用料計			人件費(注4)		
売上高割使用料			事務費(注5)		
面積割使用料			建設改良費 (総事業費)		
と畜場使用料			うち付帯事務費		
その他			うち補助対象事業費		
地方債返債			うち付帯事務費		
国庫補助金			地方償還金		
うち建設改良に係る補助金			利息償還金		
都道府県補助金			うち市場事業に係る償還金		
うち建設改良に係る補助金			うち建設改良に係る償還金		
一般会計からの繰出金			うちH4年度以降の繰上積分 (注6)		
指導監督的経費繰出金			元金償還金		
建設改良費繰出金			うち市場事業に係る償還金		
と畜事業費繰出金			うち建設改良に係る償還金		
その他繰出金			と畜事業に係る償還金		
貸付金			企業債取戻費		

取扱品目	仲卸業者数	売買参加者数

(記載上の注意) 売買参加者数の欄には、仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認、登録等を行っている者の数を記載すること。

(2) 取引参加者以外の関係事業者に関する事項

業 種	業者数

(開設者の連絡先)

部署名 :

TEL :

FAX :

e-mail :

認定事項の変更に係る認定申請書

北海道知事 様

年 月 日提出

名 称
住 所
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第 14 条において読み替えて準用する同法第 6 条第 1 項の規定により、地方卸売市場に係る認定事項の変更について認定を受けたいので、「卸売市場の基本方針」（平成 30 年農林水産省告示第 2278 号）及び関係諸法令に則すこととし、次のとおり申請します。

- 1 変更の内容

- 2 変更の理由

- 3 変更内容の施行年月日

【添付書類】

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

（記載上の注意）

1. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の認定申請書〔別記様式第 1 号〕を添付すること。
2. 省令第 17 条第 3 項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
3. 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。
4. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

認定事項の軽微な変更に係る届出書

北海道知事 様

年 月 日提出
名 称
住 所
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第6条第2項の規定により、地方卸売市場の認定事項の軽微な変更について、次のとおり届出します。

- 1 変更の内容

- 2 変更の理由

- 3 変更内容の施行年月日

【添付書類】

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

（記載上の注意）

1. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の認定申請書〔別記様式第1号〕を添付すること。
2. 認定申請書〔別記様式第1号〕の2の（2）及び（3）、3の（2）並びに4から7までの事項の変更のうち、第26条に定める軽微な変更該当するものについては、第27条第2項に基づき、変更の都度届け出る必要はなく、卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第12条第1項の規定による毎年度の卸売市場の運営状況の報告においてその変更の内容を記載すれば足りる。
3. 第17条第3項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
4. 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。
5. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

業務の休止又は廃止に係る届出書

北海道知事 様

年 月 日提出
名 称
住 所
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第7条の規定により、地方卸売市場の業務の休止〔廃止〕について、次のとおり届出します。

- 1 休止〔廃止〕の内容
- 2 休止〔廃止〕の理由
- 3 休止する期間〔廃止する年月日〕
- 4 取引参加者への通知の状況

（記載上の注意）

1. 廃止の届出にあつては、〔 〕の文言とすること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第 5 号（要領第 2 の 5、省令第 29 条関係）

中央卸売市場の認定申請に係る届出書

北海道知事

様

年 月 日提出
名 称
住 所
代表者の役職及び氏名

年 月 日付けで農林水産大臣に対して中央卸売市場の認定申請を行いましたので、卸売市場法第 14 条において読み替えて準用する同法第 8 条第 2 項の規定により届出します。

（記載上の注意）

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

運 営 状 況 報 告 書
（ 年 月 日 から 年 月 日 まで ）

北海道知事 様

年 月 日 提出
名 称
住 所
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第12条第1項の規定により、当該地方卸売市場の運営の状況について、次のとおり報告します。

（記載上の注意）

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

1 卸売市場の業務の運営体制の状況

（記載上の注意）当該年度末時点の運営体制について組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記すること。

2 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保の状況

（1）収支の状況

（記載上の注意）

- ①当該年度の貸借対照表及び損益計算書並びに②次年度の事業計画書（収支予算書等）を記載又は添付すること。
- 地方公共団体の場合には、1.にかかわらず、下記の表に記載することも可能。

収 入	実績 (年度)	見込み (年度)	支 出	実績 (年度)	見込み (年度)
総収入			総支出		
前年度繰越金			市場管理費（営業費用）		
使用料計			人件費(注)		
売上高割使用料			事務費(注)		
面積割使用料			建設改良費（総事業費）		
と畜場使用料			うち小帯事務費		
その他			うち補助対象事業費		

地方債返済			うち付帯事務費		
国庫補助金			地方債償還金		
うち建設改良に係る補助金			利息償還金		
都道府県補助金			うち市場事業に係る償還金		
うち建設改良に係る補助金			うち建設改良に係る償還金		
一般会計からの繰出金			うちH4年度以降の償還金(注6)		
指導監督経費繰出金			元金償還金		
建設改良費繰出金			うち市場事業に係る償還金		
と畜事業費繰出金			うち建設改良に係る償還金		
その他繰出金			と畜事業に係る償還金		
貸付金			企業債返済費		
貸付金利息			繰上充用金		
受取利息及び償当金			貸付金		
その他			その他		
うち受益者負担金(注2)			うち〇〇〇〇(注3)		
うち〇〇〇〇(注3)			うち〇〇〇〇		
うち〇〇〇〇			翌年度繰越金		

(記載上の注意)

1. 実績の欄には当該年度の金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には次年度の金額を見込みで記載すること。
2. 受益者負担金分は、卸売業者等の光熱費等使用料として業者が負担すべき費用分を記入すること。
3. その他のうち受益者負担金分以外で額が大きい項目を記入すること。
4. 人件費は、給与、退職金、賃金、報酬、諸手当、法定福利費、厚生福利費を加算したものを記入すること。
5. 事務費は、市場管理費から人件費を控除した額を記入すること。
6. 平成4年度以降の許可債に係る支払利息分を記入すること。

3 卸売市場の業務の運営に係る公表の状況

(1) 売買取引の結果等（卸売市場法第4条第5項第3号ロ（第13条第5項第3号ロ））

(2) 売買取引の方法（卸売市場法第4条第5項第4号イ（第13条第5項第4号イ））

(3) 決済の方法（卸売市場法第4条第5項第4号ロ（第13条第5項第4号ロ））

(記載上の注意) インターネットを利用して公表している場合には、該当ページのURL を記載すること。その他の方法で公表している場合には、その方法を記載するとともに、公表内容が分かる資料（(1)にあっては一例で構わない。）を添付すること。

4 監督措置の実施状況

①検査の実績

対象業者名	実施年月日	検査の内容

②その他の措置の主な実績

対象業者名	実施年月日	検査の内容

(記載上の注意)

1. 複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。
2. 「その他の措置の主な実績」には、検査以外の監督措置のうち、是正の求めなど主なものの実績を記載すること。

5 取引参加者の状況

(1) 仲卸業者

①仲卸業者の状況

取扱品目	個人	法人	合計
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()

(記載上の注意)

1. 複数の市場がある場合にあっては、市場ごとに表を作成すること。
2. ()には当該事業年度内に新規に参入した業者数を記入すること(既存業者との合併や事業譲受け等により参入した場合を含む。)

②直荷引きの状況

取扱品目	実施業者数	取扱数量	取扱金額	主な品目
		トン	千円	

(記載上の注意)

1. 仲卸業者が行う卸売業者以外の者からの生鮮食料品等の買受け(以下「直荷引き」という。)について記載すること。
2. 複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。
3. 主な品目の欄には、直荷引きが行われている主要な品目を記載すること。
4. 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。

(2) 売買参加者

取扱 品目	業 種						
	一般小売 店	スーパー	生協	給食、外食 納入業者	加工業者	他地方卸 売業者	その他
	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()

(記載上の注意)

1. 仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認や登録等を行っている者について記載すること。
2. 複数の市場がある場合にあつては、市場ごとに表を作成すること。
3. () には当該事業年度内に新規に参入した業者数を記入すること(既存業者との合併や事業譲受け等により参入した場合を含む。)。

(3) 取引参加者以外の事業者

業 種	業 者 数

(記載上の注意) 複数の市場がある場合にあつては、市場ごとに表を作成すること。

6 認定事項の軽微な変更の状況

①変更の内容

②変更の理由

③変更内容の施行年月日

(記載上の注意)

1. 省令第27条第2項に基づき、当該運営状況報告書による報告をもって認定事項の軽微な変更の届出書〔別記様式第3号〕の提出に代える場合に記載すること。
2. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の認定申請書〔別記様式第1号〕を添付すること。
3. 省令第17条第3項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
4. 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。

(開設者の連絡先)

部署名：

TEL：

FAX：

e-mail：

事業報告書
（年月日から年月日まで）

開設者様

年 月 日提出
名 称
住 所
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第13条第5項第5号の表の5の項（2）の規定により、事業報告書について、次のとおり提出します。

（記載上の注意）

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 個人である場合にあっては、下記に準じて作成すること。

第1 業務の状況

1 組織に関する事項

(1) 役員 の略歴

役名及び職名	氏 名 (生年月日及び住所)

(2) 役員及び従業員の状況

区 分		人 数		平均年齢 歳	平均勤続年数 年
		人	うち女性 人		
役 員	常 勤				
	非 常 勤				
	小 計				
従 業 員	営 業 関 係				
	事 務 関 係				

	小 計				
	合 計				
臨時職員年間平均雇用人数					

(記載上の注意)

1. 従業員との兼務役員は、役員の項に記載すること。
2. 臨時職員年間平均雇用人数の項には、当該事業年度において雇用した延日数を当該事業年度の営業日数で除して得た数値の小数点以下を四捨五入して整数で記載すること。

(3) 株主構成

区分	役員	従業員	出荷者	仲 卸 業 者	売 買 参加者	開設者	その他	合計
所有株式数								
所有する株式数の 割合	%	%	%	%	%	%	%	% 100.00

大口株主の名簿（上位10位まで）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有する株式数の割合
			%
合 計			

(記載上の注意)

1. 売買参加者とは、仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認、登録等を行っている者をいう。以下同じ。

2 卸売業務の状況

(1) 卸売業務に係る取扱品目についての取扱高及び売上損益

種 類	委 託 販 売			買 付 販 売			卸 売 業 務 合 計		
	数量	金 額 (税込み)	委 託 手数料	数量	金 額 (税込み)	買付販 売利益 (損失) 金 額	数量	金 額 (税込み)	販売 利益 (損失) 金 額
	トン	千円	千円	トン	千円	千円	トン	千円	千円
当期合計									

前年同期									
前年同期 対 比	%	%	%	%	%	%	%	%	%

(記載上の注意)

1. 種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、

- ① 野菜及び果実(以下「青果」という。)に属するものにあつては、野菜(輸入に係るものを除く。)、輸入野菜、果実(輸入に係るものを除く。)及び輸入果実
- ② 生鮮水産物に属するものにあつては、生鮮水産物(冷凍水産物を除く。)及び冷凍水産物
- ③ 肉類に属するものにあつては、牛枝肉(輸入に係るものを除く。)、牛部分肉(輸入に係るものを除く。)、輸入牛肉、豚枝肉(輸入に係るものを除く。)、豚部分肉(輸入に係るものを除く。)、輸入豚肉及びその他(肉類加工品を除く。)
- ④ 花きに属するものにあつては、切花、鉢物、枝物、植木及びその他
- ⑤ その他の生鮮食料品等に属するものにあつては、農産加工品(つけ物及び青果加工品を除く。)、つけ物、青果加工品(つけ物を除く。)、水産加工品(塩干加工品を除く。)、塩干加工品、肉類加工品及びその他に、それぞれ区分して記載すること。

2. 花きの数量の単位は、切花にあつてはケース(100本を1ケースに換算する。)、鉢物にあつては鉢(1個1鉢とする。)、枝物にあつては束(100本を1束に換算する。)、植木にあつては本(1個1本とする。)とする。

(2) 集荷先別取扱高の状況

区分 種類	生産者 個人	生産者 任意 組合	出荷 団体	産地出 荷業者	商社	他市場 卸売 業者	他市場 仲卸 業者	その他	合計	備考
	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	
合計										

(記載上の注意)

1. 種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、

- ① 青果に属するものにあつては、野菜及び果実
- ② 生鮮水産物に属するものにあつては、生鮮水産物(冷凍水産物を除く。)及び冷凍水産物
- ③ 肉類に属するものにあつては、牛肉、豚肉及びその他
- ④ 花きに属するものにあつては、切花、鉢物及びその他
- ⑤ その他の生鮮食料品等に属するものにあつては、農産加工品(青果加工品を除く。)、青果加工品、水産加工品(塩干加工品を除く。)、塩干加工品、肉類加工品及びその他に、それぞれ区分して記載すること。

2. 出荷団体の欄には、単協、県連及び全国連からの集荷に係るものを記載すること。

3. 青果又は青果加工品に属するものにあつては、輸入青果物取扱業者からの集荷に係るものは商社の欄に記載すること。

4. 生鮮水産物、水産加工品（塩干加工品を除く。）又は塩干加工品に属するものにあつては、産地市場からの集荷に係るものは出荷団体の欄に、産地仲買人及び産地加工業者からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、水産会社からの集荷に係るものは商社の欄と他市場卸売業者の欄の間に水産会社の欄を設け当該水産会社の欄に、消費地市場からの集荷に係るものは他市場卸売業者の欄又は他市場仲卸業者の欄に、消費地の問屋、加工業者等からの集荷に係るものはその他の欄に、それぞれ記載すること。
5. 肉類又は肉類加工品に属するものにあつては、産地食肉センターからの集荷に係るものは出荷団体の欄に、家畜商からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、食肉加工会社からの集荷に係るものは商社の欄に、それぞれ記載すること。
6. 買付集荷に係るものにあつては、（ ）に内数で記載すること。

(3) 販売先別取扱高

区分 種類	仲卸業者		売買参加者		自社等		第三者				合 計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	うち他市場 への転送			
									数量	金額	数量	金額
	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円

(記載上の注意)

1. 種類の欄は、2の(2)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 花きの数量の単位は、2の(1)の記載上の注意の2に準じて記載すること。
3. 自社等の欄には、卸売業者自身が卸売の相手方として買い受けたもの及び卸売を行っている市場における他の卸売業者へ販売したものを記載すること。
4. 第三者の欄には、仲卸業者、売買参加者及び自社等以外の者へ販売したものを記載すること。
他市場への転送欄には、他市場の卸売業者又は仲卸業者へ販売したものを内数で記載すること。

(4) 販売方法別取引の状況

区分 種類	せり・入札				相対取引				合 計			
			うち商物 分離取引				うち商物 分離取引				うち商物 分離取引	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円
合計												

(記載上の注意)

1. 種類の欄は、2の(2)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 花きの数量の単位は、2の(1)の記載上の注意の2に準じて記載すること。
3. せり・入札及び相対取引以外の売買取引の方法により販売を行ったものは、相対取引の欄と合計の欄の間に当該取引方法の欄を設けて記載すること。

(5) 奨励金等の交付状況

奨励金等の種類	対 象 品 目	交付基準 (交付率等)	交付金額	交付金額に 対応する 卸売金額	交付先の数	備 考
出荷奨励金			千円	千円		
	小 計					
完納奨励金						
	小 計					
その他 ()						

	小 計				
	合 計				

(記載上の注意)

1. 対象品目の欄は、出荷者を対象とする奨励金等がある場合に記載することとし、2の(2)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 交付基準の欄には、一定の交付基準を定めて交付した奨励金等をその交付基準ごとに区分して記載すること。
3. 交付金額、交付金額に対応する卸売金額及び交付先の数の欄には、交付基準の欄において区分して記載した交付基準ごとに金額及び交付先の数を記載すること。
4. その他の欄には、出荷奨励金及び完納奨励金以外で出荷者又は仲卸業者、売買参加者に交付する金銭がある場合に記載すること。
5. 備考の欄には、主な交付先その他の特記すべき事項を記載すること。

第2 経理の状況

(記載上の注意)

決算書や業務報告書等（貸借対照表及び損益計算書が記載されたもの）を添付又は記載すること。

運営状況報告書兼事業報告書
（年月日から年月日まで）

北海道知事 様

年 月 日提出
名 称
住 所
代表者の役職及び氏名

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第12条第1項の規定により、当該地方卸売市場の運営の状況について、次のとおり報告します。

（記載上の注意）

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。

1 卸売市場の業務の運営体制の状況

（記載上の注意）

1. 当該年度末時点の運営体制について組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記すること。
2. 開設者と卸売業者を明示すること。

2 組織に関する事項

(1) 役員の略歴

役名及び職名	氏 名	生年月日	住所

(2) 役員及び従業員の状況

区 分		人 数		平均年齢	平均勤続年数
		人	うち女性		
役 員	常 勤	人	人	歳	年
	非 常 勤				
	小 計				
従 業 員	営 業 関 係				
	事 務 関 係				
	小 計				
合 計					
臨時職員年間平均雇用人数					

(記載上の注意)

1. 従業員との兼務役員は、役員の方に記載すること。
2. 臨時職員年間平均雇用人数の項には、当該事業年度において雇用した延日数を当該事業年度の営業日数で除して得た数値の小数点以下を四捨五入して整数で記載すること。

(3) 株主構成

区分	役員	従業員	出荷者	仲 卸 業 者	売 買 参 加 者	開設者	その他	合計
所有株式数								
所有する株式数の割合	%	%	%	%	%	%	%	100.00

大口株主の名簿（上位10位まで）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有する株式数の割合
			%
合 計			

(記載上の注意)

1. 売買参加者とは、仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認、登録等を行っている者をいう。以下同じ。

3 卸売業務の状況

(1) 収支の状況

(記載上の注意)

- ①当該年度の貸借対照表及び損益計算書並びに②次年度の事業計画書（収支予算書等）を添付又は記載すること。

(2) 卸売業務に係る取扱品目についての取扱高及び売上損益

種 類	委 託 販 売			買 付 販 売			卸 売 業 務 合 計		
	数 量	金 額 (税込み)	委 託 手数料	数 量	金 額 (税込み)	買付販 売利益 (損失) 金 額	数 量	金 額 (税込み)	販売 利益 (損失) 金 額
	トン	千円	千円	トン	千円	千円	トン	千円	千円
当期合計									
前年同期									
前年同期 対 比	%	%	%	%	%	%	%	%	%

(記載上の注意)

1. 種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、

- ① 野菜及び果実（以下「青果」という。）に属するものにあつては、野菜（輸入に係るものを除く。）、輸入野菜、果実（輸入に係るものを除く。）及び輸入果実
- ② 生鮮水産物に属するものにあつては、生鮮水産物（冷凍水産物を除く。）及び冷凍水産物
- ③ 肉類に属するものにあつては、牛枝肉（輸入に係るものを除く。）、牛部分肉（輸入に係るものを除く。）、輸入牛肉、豚枝肉（輸入に係るものを除く。）、豚部分肉（輸入に係るものを除く。）、輸入豚肉及びその他（肉類加工品を除く。）
- ④ 花きに属するものにあつては、切花、鉢物、枝物、植木及びその他
- ⑤ その他の生鮮食料品等に属するものにあつては、農産加工品（つけ物及び青果加工品を除く。）、つけ物、青果加工品（つけ物を除く。）、水産加工品（塩干加工品を除く。）、塩干加工品、肉類加工品及びその他に、それぞれ区分して記載すること。

2. 花きの数量の単位は、切花にあつてはケース（100本を1ケースに換算する。）、鉢物にあつては鉢（1個1鉢とする。）、枝物にあつては束（100本を1束に換算する。）、植木にあつては本（1個1本とする。）とする。

(3) 集荷先別取扱高の状況

区分 種類	生産者 個人	生産者 任意 組合	出荷 団体	産地出 荷業者	産地 会社	他市場 卸売 業者	他市場 仲卸 業者	その他	合計	備考
	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	千円 ()	
合計										

(記載上の注意)

1. 種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、
 - ① 青果に属するものにあつては、野菜及び果実
 - ② 生鮮水産物に属するものにあつては、生鮮水産物（冷凍水産物を除く。）及び冷凍水産物
 - ③ 肉類に属するものにあつては、牛肉、豚肉及びその他
 - ④ 花きに属するものにあつては、切花、鉢物及びその他
 - ⑤ その他の生鮮食料品等に属するものにあつては、農産加工品（青果加工品を除く。）、青果加工品、水産加工品（塩干加工品を除く。）、塩干加工品、肉類加工品及びその他に、それぞれ区分して記載すること。
2. 出荷団体の欄には、単協、県連及び全国連からの集荷に係るものを記載すること。
3. 青果又は青果加工品に属するものにあつては、輸入青果物取扱業者からの集荷に係るものは商社の欄に記載すること。
4. 生鮮水産物、水産加工品（塩干加工品を除く。）又は塩干加工品に属するものにあつては、産地市場からの集荷に係るものは出荷団体の欄に、産地仲買人及び産地加工業者からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、水産会社からの集荷に係るものは商社の欄と他市場卸売業者の欄の間に水産会社の欄を設け当該水産会社の欄に、消費地市場からの集荷に係るものは他市場卸売業者の欄又は他市場仲卸業者の欄に、消費地の問屋、加工業者等からの集荷に係るものはその他の欄に、それぞれ記載すること。
5. 肉類又は肉類加工品に属するものにあつては、産地食肉センターからの集荷に係るものは出荷団体の欄に、家畜商からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、食肉加工会社からの集荷に係るものは商社の欄に、それぞれ記載すること。
6. 買付集荷に係るものにあつては、()に内数で記載すること。

(4) 販売先別取扱高

区分 種類	仲卸業者		売買参加者		自社等		第三者				合 計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	うち他市場 への転送			
									数量	金額	数量	金額
	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円

(記載上の注意)

1. 種類の欄は、3の(3)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 花きの数量の単位は、3の(1)の記載上の注意の2に準じて記載すること。
3. 自社等の欄には、卸売業者自身が卸売の相手方として買い受けたもの及び卸売を行っている市場における他の卸売業者へ販売したものを記載すること。
4. 第三者の欄には、仲卸業者、売買参加者及び自社等以外の者へ販売したものを記載すること。
他市場への転送欄には、他市場の卸売業者又は仲卸業者へ販売したものを内数で記載すること。

(5) 販売方法別取引の状況

区分 種類	せり・入札				相対取引				合 計			
	数量	金額	うち商物 分離取引		数量	金額	うち商物 分離取引		数量	金額	うち商物 分離取引	
			数量	金額			数量	金額			数量	金額
	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円
合計												

(記載上の注意)

1. 種類の欄は、3の(3)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 花きの数量の単位は、3の(1)の記載上の注意の2に準じて記載すること。
3. せり・入札及び相対取引以外の売買取引の方法により販売を行ったものは、相対取引の欄と合計の欄の間に当該取引方法の欄を設けて記載すること。

(6) 奨励金等の交付状況

奨励金等の種類	対象品目	交付基準 (交付率等)	交付金額	交付金額に対応する 卸売金額	交付先の数	備考
出荷奨励金			千円	千円		
	小計					
完納奨励金						
	小計					
その他 ()						
	小計					
合計						

(記載上の注意)

- 対象品目の欄は、出荷者を対象とする奨励金等がある場合に記載することとし、3の(3)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
- 交付基準の欄には、一定の交付基準を定めて交付した奨励金等をその交付基準ごとに区分して記載すること。
- 交付金額、交付金額に対応する卸売金額及び交付先の数の欄には、交付基準の欄において区分して記載した交付基準ごとに金額及び交付先の数を記載すること。
- その他の欄には、出荷奨励金及び完納奨励金以外で出荷者又は仲卸業者、売買参加者に交付する金銭がある場合に記載すること。
- 備考の欄には、主な交付先その他の特記すべき事項を記載すること。3 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保の状況

4 卸売市場の業務の運営に係る公表の状況

(1) 売買取引の結果等（卸売市場法第4条第5項第3号ロ（第13条第5項第3号ロ））

(2) 売買取引の方法（卸売市場法第4条第5項第4号イ（第13条第5項第4号イ））

(3) 決済の方法（卸売市場法第4条第5項第4号ロ（第13条第5項第4号ロ））

（記載上の注意）インターネットを利用して公表している場合には、該当ページのURL を記載すること。その他の方法で公表している場合には、その方法を記載するとともに、公表内容が分かる資料（（1）にあつては一例で構わない。）を添付すること。

5 監督措置の実施状況

①検査の実績

対象業者名	実施年月日	検査の内容

②その他の措置の主な実績

対象業者名	実施年月日	検査の内容

（記載上の注意）

1. 「その他の措置の主な実績」には、検査以外の監督措置のうち、是正の求めなど主なものの実績を記載すること。

6 取引参加者の状況

(1) 仲卸業者

①仲卸業者の状況

取扱品目	個人	法人	合計
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()

（記載上の注意）

1. () には当該事業年度内に新規に参入した業者数を記入すること（既存業者との合併や事業譲受け等により参入した場合を含む。）。

②直荷引きの状況

取扱品目	実施業者数	取扱数量	取扱金額	主な品目
		トン	千円	

(記載上の注意)

1. 仲卸業者が行う卸売業者以外の者からの生鮮食料品等の買受け（以下「直荷引き」という。）について記載すること。
2. 主な品目の欄には、直荷引きが行われている主要な品目を記載すること。

(2) 売買参加者

取扱品目	業 種						
	一般小売店	スーパー	生協	給食、外食 納入業者	加工業者	他地方卸 売業者	その他
	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()

(記載上の注意)

1. 仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認や登録等を行っている者について記載すること。
2. 複数の市場がある場合にあつては、市場ごとに表を作成すること。
3. () には当該事業年度内に新規に参入した業者数を記入すること（既存業者との合併や事業譲受け等により参入した場合を含む。）。

(3) 取引参加者以外の事業者

業 種	業 者 数

(記載上の注意) 複数の市場がある場合にあつては、市場ごとに表を作成すること。

7 認定事項の軽微な変更の状況

①変更の内容

②変更の理由

③変更内容の施行年月日

(記載上の注意)

1. 省令第27条第2項に基づき、当該運営状況報告書による報告をもって認定事項の軽微な変更の届出書〔別記様式第3号〕の提出に代える場合に記載すること。
2. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の認定申請書〔別記様式第1号〕を添付すること。
3. 省令第17条第3項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
4. 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。

(開設者兼卸売業者の連絡先)

部署名：

TEL：

FAX：

e-mail：

【参考資料】

1 任意様式の作成例

役員名簿（省令第17条第3項）

役 職 名	氏 名	常勤・非常勤の別	就任年月日

履 歴 書

現 住 所
氏 名
生 年 月 日
賞 罰

年 月 日	履 歴 事 項

誓 約 書

卸売市場法第14条において準用する卸売市場法第5条第2号から第4号までに掲げる者に該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

北海道知事 ○○ ○○ 様

開設者名
代表者名

2 公表の一例

※卸売市場法改正に伴い、新たに必要になった公表事項の記載例

(1) 開設者による公表

① 売買取引の方法

〇〇地方卸売市場における売買取引の方法

(例1)

品 目	売買取引の方法
マグロ	せり※
鮭	せり又は入札※
上記以外の生鮮水産物	せり又は入札又は相対
関連する食料品	相対

※開設者が、不相当と認めた場合は、相対取引によることができる。

(例2)

品 目	売買取引の方法
取扱品目全品	せり又は入札※

※開設者が、不相当と認めた場合は、相対取引によることができる。

(例3)

業務規程の該当部分を公表する。

② 決済の方法

〇〇地方卸売市場における支払期日・支払方法その他の決済の方法

(例1)

売買取引	支払期日	支払方法
出荷者と卸売業者との取引	卸売業者は、卸売をした日の翌日までに売買仕切金を送付	送金又は現金
卸売業者と仲卸人、買受人との取引	物品を引き渡した日（卸売業者と買受人等で支払猶予の特約をしたときは、その特約で定められた期日まで）	口座振替、現金、小切手

上記以外の取引は、当事者間の契約による。

(例2)

業務規程の該当部分を列挙する。

③その他の取引ルール

〇〇地方卸売市場における共通の遵守事項以外の遵守事項及び定めた理由

その他の取引ルール	定めた理由
受託拒否の禁止	生産者や出荷物によって受託拒否することは、価格形成等市場の公正な運営を阻害するものであり、受託拒否を禁止することにより、出荷者の利益に供するものであるため。
第三者販売の禁止	公正な価格形成が図られるとともに、市場外の第三者を例外的に扱い市場内の買受人と売買を行うことにより、市場の活性化が図られるため。
〇〇〇の禁止	公正な取引ルールを策定・遵守し、対外的に周知することにより市場価値を高め取引の活性化を図るため。

(2) 卸売業者による公表

①売買取引条件の公表

項目	売買取引条件
営業日	別紙営業カレンダーのとおり
営業時間	午前6時から午前9時まで
取扱品目	生鮮水産物 水産物加工品 その他水産関連食品
生鮮食料品等の引渡の方法	原則、出荷者が直接、市場に荷を持ち込む
委託手数料の額	せり売り、入札、相対取引に係る価格に取扱品目ごとに次に掲げる率を乗じて得た額（消費税を除く） ・生鮮水産物 〇% ・その他 〇%
〇〇手数料 (委託手数料以外で出荷者又は買受人が負担する費用)	〇〇の際に、〇〇〇 〇〇手数料の額は次のとおりとする。 〇〇円
出荷者への支払期日	卸売をした日の翌日まで (特約がある場合は、それによる)
出荷者への支払方法	現金
買受人の支払期日	物品の引渡を受けた日 (特約がある場合は、それによる)
買受人の支払方法	現金又は口座振込

その他市場の取引における支払期日・支払方法	契約による
〇〇奨励金の額	取扱金額に次の率を乗じた額 〇%以内
〇〇交付金 (奨励金及び販売代金以外に交付するもの)	〇〇の際に、〇〇〇 〇〇交付金の額は次のとおりとする。 〇〇円

②売買取引の結果等

〇月の委託手数料等の受領額

- ・ 委託手数料 円
- ・ 〇〇手数料 円

〇月の奨励金等の交付額

- ・ 出荷奨励金 円
- ・ 完納奨励金 円
- ・ 〇〇交付金 円